

社団法人 日本国書館協会 図書館学教育部会

会 報 第25号

昭和63年3月25日発行 編集・発行 図書館学教育部会

全国図書館大会、司書養成科目（省令）の見直しを決議！

昨、昭和62年10月28～30日に開催された第73回全国図書館大会において、現行の司書養成科目（省令）の改善が第1分科会で討議された。この第1分科会は「図書館員の資格・役割およびその教育」をテーマに図書館学教育部会と図書館員の問題調査研究委員会との共催であった。この分科会討議の結果にもとづき、大会最終日の全体会に、司書養成科目（省令）の見直しの関係当局への働きかけと見直し実現のための行動を起こすべく提案が行われ、満場の拍手で承認された。

以下に第1分科会の図書館学教育部会関係分の講演内容と提案を紹介する。

1. アメリカにおける図書館学教育

長澤 雅男（東京大学）

きょうは、主としてアメリカの図書館協会の認定委員会（COA）が認定している修士課程について述べるが、アメリカではさまざまな形で図書館学教育が行われている。博士課程も今は20以上あるし、ポスト・マスターもあり、図書館の技術者養成課程多くのところで行っている。学校図書館の養成課程も200以上はある。図書館学校その他の団体の継続教育も非常に盛んである。しかし、図書館学教育となると、主流としての修士課程を中心に考えざるを得ない。

アメリカ図書館協会は古くから図書館学校に深い関心を持ち、種々の委員会を設けている。1900年にはコミッティー・オン・ライブラリー・トレーニングという図書館員養成に関する委員会をつくっているが、ここでも養成機関の調査、基準の問題を取り上げている。

1915年には、後にALISEと改称される。アメリカ図書館学校の協会（AALS）ができ、その後、だんだんと専門職団体が教育と深いかわりを持ち、教育に携わっている教員たちが共通の関心のもとに組織を維持していくようになった。

アメリカではカーネギー財団が図書館員養成に非常に大きな関心を払い、図書館学教育の調査を依頼されたウィリアムソンは1923年に、いわゆる「ウィリアムソン・レポート」をまとめた。

この勧告の要点を幾つか拾い上げてみよう。まず図書館の仕事をプロフェッショナルな仕事とクラリカルな仕事に分けている。図書館学校で教えるのは、プロフェッショナルな職員を養成することにある。そのためにはカリキュラムを標準化しなければならない。それから、図書館学校は大学に所属させる必要がある。また2年制を考えて、1年目には一般原理や基礎科目を教え、2年目に実務を挟んで専門教育が学べ

るよう構想している。さらに、専門職員の資格証明を出し、図書館学校を認定することによって標準化していかなければいけない、とも言っている。

ウィリアムソンの勧告を実施に移すために、カーネギー財団では、10年計画で、図書館そのものをつくると同時に、図書館学校の設立にも多額の寄附をしている。その結果、ニューヨークの公共図書館のプログラムとか、デューアイが開校したオルバニーの図書館学校は閉鎖され、1926年にコロンビア大学に新たにスクール・オブ・ライブラリー・サービスができ、ウィリアムソンが校長として迎えられた。

教育の面で大きな影響を与えたのは、1926年、シカゴ大学に対するカーネギー財団の寄附であり、これが図書館学の大学院(GLS)を創設するための基金として使われた。1928年にGLSが開校されて、最初の博士課程を設けている。その後、だんだんと博士課程がふえてくる。シカゴ大学の研究内容に対しては批判が強かったが、社会科学的研究方法を援用しての活発な研究活動が大きな刺激になったことは否めない。

1933年に図書館学校の最低基準がつくられたが、これによって、入学資格として学士号を持っていることを条件にし、その上に1年間図書館学の科目を履修し、それ以上の専門科目を履修することができるような図書館学校のほか、二つのタイプが設けられた。

1951年に、これが改訂され、新しい認定基準が作成された。これでは、ALAで認定された課程のある図書館学校で、5年目の専門教育を受けた者を専門職の図書館員とみなしている。

その後、1950年代に著しい変化が見られる。ALAに図書館学教育委員会(BEL)にかわって図書館学校認定委員会(COA)ができる、これが認定事項を扱うことになる。1956年には図書館サービス法が、1958年には国防教育法が成立することによって、図書館員はますます不足する事態を招いた。

1960年に図書館学教育の機関誌が創刊され、

研究成果の報告とか教育関係の情報交換が盛んになってくる。1960年代は人材が不足していた時期である。これが図書館学校や入学定員の増加をもたらすことになる。

1963年に、図書館学教育のための全国計画委員会ができた。レスター・アーシャイムのもとでライブラリー・エデュケーション・アンド・マンパワーというステートメントがつくられたが、この中では図書館職員を5段階に分けている。すなわち博士号を持つ人、ポスト・マスター、プラス実務経験を持つ人をシニア・ライブラリアンとした。その下にライブラリアンを置く。これが修士課程を修了した人で、独自の判断を下しながら専門的な業務を処理できるプロフェッショナルであるとした。このほか、司書不足の折から、それに準ずる4年制大学卒のライブラリー・アソシエート、短大、あるいはコミュニティー・カレッジを終え、上級の職員の補助的な実務をやっていく図書館技術補助員及び事務職員の5段階を設けた。

1970年代に入ると、オイルショック、経済不況等々で連邦政府からの補助金がどんどんカットされた。それが図書館予算に響き、大量解雇、就職難の時期が到来する。

ALAの教育関係の部会等も縮小されたが、この間に、1972年の新しい認定基準が承認された。これは修士課程を対象として認定することを原則としており、その内容として、①教育情報の機関として図書館の役割を理解する。②図書館資料を利用するに収集、構築、組織する理論を理解する。③情報源の知識、特に利用者を援助する能力。④情報サービスを提供する目的を持っている機関の管理及び組織の原理をカバーすべきことを挙げている。

次に、カリキュラムの内容の改定について簡単に触れてみたい。カリキュラムの改定は、1970年代に各学校とも頻繁に行っている。1972年に改定された認定基準は弾力的に運用ができるもので、それぞれの学校では、その教育方針に基づいて、比較的自由にカリキュラムの改定を行うことができた。

第2に、博士課程を修了した図書館学の教員がふえてきている。そういう人たちが在来の伝統的なカリキュラムに批判を加え、図書館の日常業務重視の教育ではなく、図書館学の問題を広く取り上げる研究志向を強めてきた。

第3に、認定の対象となる図書館学の修士課程以外に、学部課程とか短大、コミュニティー・カレッジの図書館の技術補助員の養成課程、図書館学の学位とコンピューター・サイエンス、法律学等の学位を同時に取れるような複合学位の課程、ポスト・マスターの課程等がだんだん重視されるようになる。それが本流とみなされていた修士課程のあり方に影響を与え、そのカリキュラムの見直しを迫った。

1960年代から、既にカリキュラムについての統合化は考えられていた。従来の伝統的なコアは、レファレンス、分類目録、資料選択、図書館管理等であるが、こういうものを含めて、コミュニケーションの問題とか研究プロセス、メディア、特に情報科学の要素を加えている。

1970年代になると、これが本格化していく。図書館だけに目を向けないで、他の情報サービス機関を広く考えると同時に、利用者の情報ニーズ、情報行動を重く見て、それにこたえる情報専門職の役割を重視する傾向が強くなってくる。社会や現場のニーズにこたえていくためには、伝統的なカリキュラムに固執していたのでは修士課程の教育が崩壊する危険性があるため、それを回避しようとする危機意識が強く働いている。

平均的でない状況はあるが、総じて情報科学をいかに受け入れ、統合していくかの点で、従来は公共図書館を中心に置いてやられていたものが、1館を中心を置くよりは、全体の情報システム的に物を考えていくような傾向もだんだんと強まっている。それに伴い、学校の名称にインフォメーションという言葉が加えられ、図書館学が図書館情報学と呼ばれるようになった。同時に学生を吸収できなくなった学校は脱落していくことになる。

現実に、著名な伝統のある図書館学校が幾つ

も閉鎖されているが、見方によっては、こうした淘汰によって、図書館学の教育界は健全な状況になるのではないだろうか。我が国の司書講習科目について、19単位を24単位にする試案も出されているようであるが、基準を高めることによってある程度淘汰される司書課程が出ててもやむを得ないのでないかと思う。

我が国では、図書館の実務経験も図書館学の研究実績も不十分な人が、たまたま図書館長などの経験があるために、退職後、大学の司書課程で教えているような例が少なくないが、このようなことを相変わらず続けていたのでは学生からも見放されるのではないか。そうならない前に、単位数を云々するだけでなく、教員の適格性、カリキュラムの内容についても真剣に考える時期に来ているのではないだろうか。

<質疑>

成井 恵子（茨城女子短大）

ライブラリー・サイエンスというのは、ほかの仕事をしても、今の情報社会では、バックアップする教養として有効に働くのではないかと思うが、アメリカの場合には、複合的な博士課程を取った人がライブラリーの分野で非常に活発に仕事をしているのか。それとも、ほかの分野に行って、情報的な手法をバックアップとして仕事をしているのか、その辺を伺いたい。

長澤 雅男

今の質問は、複合学位プログラムと呼ばれているもので、これはドクターではなくマスターである。図書館学の知識だけでは足りないのが一つの大きな理由であるが、もう一つは、学生の卒業した後の就職先を広げるために、図書館以外の学位を持った学生の有利な売り込みを考えているようである。その場合、より高度な力量を備えている図書館員の需要にこたえるもので、他の分野よりは図書館の分野でそのような人材が求められる。

研究図書館協会に属する図書館の館長に対するアンケートの回答では、複合学位は非常に高

い率で、望ましいとされている。ただ、図書館学と何を複合させるのかという点では、コンピュータ・サイエンス、マネジメントの分野が圧倒的に多く望まれている。それに次いで法律、自然科学になる。

2. イギリスにおける図書館・

情報学教育の動向

田村 俊作（慶應義塾大学）

イギリスの場合、かつてはLAの試験制度がライブラリアンの資格を与える一番の関門であったが、1960年代ぐらいから、大学やポリテクニックと呼ばれる高等教育機関に、試験にかかる公式の教育を委任するようになった。

現在、LAが公認している図書館学校は16校ある。イギリスの場合にはバイナリー・システムと呼ぶが、大学とそれ以外の高等教育機関が並立している。図書館学校も必ずしもユニバーシティに置かれているわけではないのが特徴で、置いている大学は現在7校（ウェールズも含めるとして）で、大学以外は9校、そのうち7校でポリテクニックと呼ばれる高等教育機関である。

イギリスの場合、アメリカと違うのは、学生のかなりの部分が学部課程である点である。大学以外の高等教育機関では、学部課程の教育とポスト・グラジエート・ディプロマの課程がコースの中心になっている。ユニバーシティの方は、学部課程を提供しているところも多いが、むしろディプロマ、マスターを中心が置かれている。

1970年代の末から、新しい専門資格を得ようとする人たちは、バチェラー以上の学位を持っているのが一般的な傾向であったが、ラフバラ・テクニカル・カレッジが廃校になったことで、バチェラーが図書館専門職の最低資格であることがはっきりした。全体に、バチェラーからポストグラジエート・ディプロマへ、ディプロマからマスターへと、専門職の学位を上げようとする傾向が見られる。

高等教育は多種であるが、一定の質を保とうとする努力は一貫してなされている。トランスバイナリー・レポートはその一つの例であるが、それ以外に、トランスバイナリー・レポートを出したユニバーシティー・グランツ・コミッティー、ナショナル・アドバイザリー・ボードや、ライブラリー・アソシエーションもコース内容をチェックしている。シェフィールドの例であるが、大学の図書館長とかリージョナブル・ライブラリー・コミッティーの委員等を加えて、学校の運営を協議する機関を設け、学科の運営についていろいろと勧告をする仕組みもできている。

大学における図書館学教育の特色として私なりに印象を持ったのは、研究を重視している点である。教員自身もそうだが、リサーチ・ステューデントの存在が大きいかと思う。ポスト・グラジエートのコースは、コース・ステューデントとリサーチ・ステューデントに分かれる。コース・ステューデントはディプロマとかマスターの普通の課程である。リサーチ・ステューデントの方は、マスターの一部とPh.Dは全部リサーチ・ステューデントになる。研究だけをやって、最後に学位論文を出して学位をとる。

最近の保守党の政策によるかとも思うが、イギリスの大学では外部の研究費の導入を熱心にやっている。図書館学の場合、最大の資金源はブリティッシュ・ライブラリーのリサーチ・アンド・デベロップメント・デパートメントである。そのような資金と教員、リサーチ・ステューデント、及びリサーチ・ワーカーといった研究者によって、曲がりなりにも研究を組織的にやろうとする体制づくりができているという印象を持った。

1983年末の調査によると、同年秋にコースを修了したフルタイムの学生は約1,000名で、うち83年末現在で就職しているのは7割強である。

就職した学生の中で、図書館情報関連の業務についているのは65~70%である。学部卒の多くはパブリック・ライブラリーに就職し、ポス

ト・グラジエートの場合には、アカデミック・ライブラリー、専門図書館にも多数就職している傾向が見える。

シェフィールドのMScの学生は、卒業後7割は図書館関連の職種につく。7割の中でも、10%ぐらいはエマージング・マーケットと呼ばれる、プログラマー、システム・アナリスト、図書館の中の電算部門、情報技術教育部門、マーケティング部門等に就職していると言われている。そういう傾向をはっきり将来の方向にすべきだと言っている一つの例がトランスバイナリ―・レポートである。レポートはニック・ムアの研究をもとにして、学生の需給状況の推定をやっている。供給は、既述のように、現職者も含めて年1,100人ぐらいである。伝統的な図書館関係からの求人は600人ぐらいで、明らかに供給過剰になっている。関係者の多くは幾つかの図書館学校を廃止しろという意見が出るのではないかと予想していたらしいが、エマージング・マーケットと呼ばれる新しい職種に学生を就職させれば、供給過剰にはならないとレポートは言っている。エマージング・マーケットとは、今まで伝統的な図書館サービスが行われてこなかった分野への図書館技術の応用や、これまで提供されてこなかった新しいサービスの提供などによって、新たに生まれた職種のことと指している。

レポートは、ラフバラ・テクニカル・カレッジの廃止、ロンドン大学の図書館学校の廃止、リバプール・ポリテクニックの図書館学校も、現状のままであれば廃止を考えるべきであると勧告した。この勧告が出たのは去年であるが、現在までのところ何も変わっていない。ロンドン大学とポリテクニック・オブ・ノース・ロンドンとブリティッシュ・ライブラリーが共同して、図書館学校のコンソーシアムをつくれという勧告もあったが、現時点では特に具体化はしていないようである。

図書館学校が変わりつつあるように図書館自身も、近年その中身がどんどん変わってきてい

る。ライブラリー・アソシエーションも、図書館教育だけではなくて、資格認定制度のあり方を見直している。図書館学教育が新しい職種を求めていろいろと変わりつつあるのと同様に、図書館の方も、その中身の変化に対応できるような資格認定制度をつくろうとするものである。具体的には、LAの規約改正により、チャータード・ライブラリアンになる道が広がった。

これまで、チャータード・ライブラリアンになる道は基本的には二つあった。一つは、ライブラリー・アソシエーションの認定を受けた学校を卒業して、一定期間の訓練を受けた後で、ライセンシエートの資格になり、スーパーバイザーの監督のもとに一定期間の訓練を受けて、最後にレポートを書いて、正式にチャータード・ライブラリアンとして認められる。そういう正規のルートをとらない場合には、学校を卒業してから7年間現場で働けば、資格認定のための資格を与えられる、という2本立ての制度であった。

規約改正により、それが四つのルートに分かれた。ライセンシエートとなって図書館の業務全般を経験するやり方は、公共図書館には向いているが、その他の大学図書館や専門図書館に行ってしまったらできない場合があるので、専門の現場の経験を積めばライブラリアンとして認められる道をつくることが考えられた。

従来の正規のコースのはかに、必ずしもトレーニング・プログラムを経験しなくてもいいコースが設けられた。7年間の現場経験を要求した非正規のルートは、6年に短縮された。さらには、図書館以外の分野出身の人でも、プロフェッショナル・ライブラリアンとしての経験を積めば資格を認定する道をつけようとするルートも新たに設けられた。

図書館だけでは図書館学校がやっていけなくなったのとちょうど対応して、図書館の方も、今までの図書館の知識の枠組みの中だけでは適切に対処し切れない部分が出てきつつある。それがトランスバイナリー・レポートとか、LA

の資格認定制度の改革にあらわれている。

3. 司書課程カリキュラムの改定について — その経過報告と方向づけ —

渡辺 信一（同志社大学）

現行の司書課程カリキュラムの内容は必ずしも十分ではない。こういう観点のもとに、カリキュラムの改定の方向に向けて、皆さんと一緒に考えていきたい。この1年間の経過報告と、最後に、何らかの具体的な方向づけを行いたい。

61年の10月19日に日本図書館学会総会で、塩見 昇氏よりカリキュラム改定に関する発言があり、12月5日には近畿地区図書館学科協議会で同じく塩見 昇氏が「司書講習科目の改定について」を提案している。

その結果、同協議会は、予算措置や人員の確保が十分ではないので、日本図書館研究会（日図研）の図書館学教育研究グループとして発足させた。

12月20日には近畿地区図書館学科協議会から日本図書館協会の理事長並びに図書館学教育部会あてに、日本図書館協会として文部省に働きかけるよう要請文を出した。これは教育部会の主体性のもとに行動を移すべきであるとしている。

この後、日本図書館協会図書館学教育部会の幹事会においても、このテーマについて検討されることになった。

日図研の研究例会が62年3月に行われたときに、柴田正美氏が「4年制大学における図書館学教育」と題して、■図書館学教育の目標、■現行司書課程科目の問題点、■前回の方向づけとなっている総括が24単位としたときに考えられる試案を提示した。

同じ3月に現行の図書館法施行規則に定められている科目に関し、特に重点が置かれるべき科目、不要と考えられる科目について近畿地区的有資格公立図書館長にアンケートが実施され、多くの貴重な意見が寄せられた。

7月には柴田氏の案に加えて二、三の案が総

括されるような形で発表された。

8月5日～7日に図書館学教育部会の研究集会が東京で開かれた。第1日目は、教育部会長・今まど子氏のテーマの主旨説明の後、「図書館学教育と司書課程」と題する岩猿敏生氏の発題講演あり。第2日目は「図書館学教育をめぐる環境の変化とその影響」と題して、高山正也氏が発表した。続いて柴田氏から「図書館学科目的構成：司書講習科目の改定を検討する」と題する発表があった。午後は「司書養成コースにおけるカリキュラムをめぐって」をテーマに、司書講習の立場から田辺 広氏、4年制大学の立場から久保輝巳氏、短期大学の立場から鈴木英二氏によって、それぞれの大学における事例等について発表があり、それに対する質問、討議等がなされた。第3日目には、現状を少しでも改善していくとする視点から、司書科目改定に向けての参加者一同のコンセンサスが得られた。

資料の3枚目に、柴田氏の試案が出ている。また8月の教育部会研究集会の報告として、研究グループの立場から、討議と総括討議について若干補足している。資料4枚目には、司書課程科目改定案として、8月6日に柴田氏が図書館学教育部会の研究集会で発表したものが載せてある。これは柴田私案というより、むしろ日図研の図書館学教育研究グループの案と解釈していい。付記として「司書課程科目改定案」の補足説明が書いてある。なお、日図研の研究グループの次の例会は11月に行われる予定で、今後、本来の図書館学（科）のあり方について検討していく予定である。

図書館法の施行規則の中でカリキュラム改定の問題が迫られるのは、内容が時代に即応しなくなってきたからである。これは昭和25年に制定され、43年に改定はされたが、社会の急激な変化特に高度情報化社会の現出によって、図書館の機能とか、司書の職務とか、その変化に即応し得る改善、充実が求められる現状性にある。

現行の省令は、司書資格取得の唯一の準拠法

規で、大学における図書館学教育のカリキュラムを規制・拘束しているのが現実である。省令科目の内容を充実することが大学における図書館学教育の充実に連動する。

司書課程カリキュラムは、必要にして実現可能な科目内容に改める。多くの大学においては、司書課程の単位数は必ずしも十分ではない。我々はいつも理想論と現実論との矛盾で悩む。理想論だけで述べることは心が穏やかになるが、現実には幾多の問題を抱えている。そういう現実の中で、我々はいかにるべきかを想定した上で考えられたのが、総体24単位ないし25単位である。

現時点では文部省は改定に同意しているわけではないから、我々は働きかけなければならぬ。まず、日本図書館協会の教育部会長なり、理事長なりが、図書館学教育を行う立場の人、それに図書館現場の人たちなどの意見をくみ上げて、文部省に働きかける。そして文部省が動き出すことになれば、省内に何らかの組織をつくって案を練っていく方向になるであろう。文部省が動き出した段階で、さらに図書館界全体の意見が集約されて出てくる必要があるのではないか。

そのようなわけでここに例として紹介されているカリキュラムは、一つのたたき台にはなっているが、それだけに余り時間をかけるべきではない。こういう基本的態度で改定に向けて方針づけがなされるべきではないかと思ひ、我々は次のような文案をついた。

司書養成科目（省令）改定に向けて

（提案）

わが国の図書館員養成については、「図書館法施行規則」に科目・単位数等が定められておりますが、同施行規則は大学における司書養成教育の開講基準にも大きな影響力をもつところであります。

しかるに現行の規定は、昭和43年に改定されて以来、すでに20年近い年月が経過しており、

高度情報化にあって内容的にもすでに時代遅れとなり、今日、各方面より求められる理想的な司書の養成は困難なものとなってきております。

本年1月にはJLA常務理事会で、図書館学教育部会による省令科目改定の検討／方向づけが示唆されました。それに伴い、同教育部会では今春以降、慎重に討議を重ね、去る8月には図書館学／司書課程の教育とカリキュラムをテーマとした3日間にわたる研究集会を開催しました。最終日には改定に向けての出席者一同によるコンセンサスが得られた次第です。

文部省においては、先の社会教育主事規定に関する改定の件もあり、今や司書養成科目（省令）の見直しを文部省に働きかける上で絶好の時期到来であると思われます。

このような状況から今後、日本図書館協会を中心となって、文部省への働きかけ、ならびに目標実現のための行動を起こされるよう、第73回全国図書館大会・第1分科会の名において要望する次第であります。

昭和62年10月29日 東京青山会館にて

全国図書館大会・第1分科会 参加者一同

もしも異存がなければ、この分科会で日本図書館協会に対する我々の要望として提案したい。

全員の拍手をもって異議なく承認された。

＜質疑は省略＞

幹事会活動記録

<昭和62年度>

第8回 昭和62年10月29日 於 東京青山会館
(今, 岩猿, 古賀, 渋谷, 高山, 渡辺)

- (1) 第一分科会午後の部(教育部会担当)のまとめの件
- (2) 第一分科会承認事項(司書講習科目改定の方向へ進めること)を次回理事会へ報告する件

第9回 11月28日 於 日図協
(今, 岩猿, 古賀, 渋谷, 高山, 渡辺)
(1) 図書館法施行規則検討の件

第10回 昭和63年3月4日 於 日図協
(今, 古賀, 渋谷, 高山, 渡辺)
(1) 夏季研究集会の件
(2) 図書館大会プログラムの件
(3) 会報第25号の件

編集後記

昭和62年度を締めくくる会報第25号の編集をしてみると、昭和62年度は旧来の図書館学教育と社会の諸情勢の乖離が行きつく所まで行きつき、ようやく教育の改革に胎動が始まった事が実感できる。たとえ一步でもこの乖離を縮めるための方策が実現できるか否かは昭和63年度の部会の活動に依る事は言うまでもない。そのためには部会員が一人一人その社会的責任を自覚して行動する必要がある。第26号以降の会報紙面が如何なる図書館学教育前進のための方策で埋められるかにその成否がかかっている。もし充分な成果が紙面を飾れなかった時、図書館学教育の未来はどうなるであろうか。

(高山正也)

会員消息

(会報第24号以降)

<新入会員>

升巴 捨子氏(別府大学)

<退会者>

佐々木実乗氏, 弥吉光長氏

<訃報>

永田 清一氏